

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

ただいまから平成21年第4回横手市議会6月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎永年勤続者の表彰状伝達

○田中敏雄 議長 日程第1、永年勤続者の表彰状伝達を行います。

去る5月27日、東京日比谷公会堂で開催された第85回全国市議会議長会定期総会において、正副議長表彰として私、田中敏雄。議員在職20年以上の永年勤続者として近江湖静議員。議員在職15年以上の永年勤続者として佐藤功議員、阿部信孝議員。議員在職10年以上の勤続者として高橋謙議員、高安進一議員、菅原恵悦議員、菅篤司議員、奥山豊議員、上田隆議員が表彰されております。

ただいまから表彰状の伝達を行いますので、受賞者は演壇の前にお進み着席してください。

○畠山仁 事務局長 田中議長におかれましては、同定期総会席上において直接正副議長表彰を受けられておりますので、当議場での議長への表彰伝達は割愛させていただきます。

では早速、表彰状の伝達に入らせていただきます。

勤続20年以上表彰、近江湖静議員。

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、近江湖静殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長 五本幸正。代読であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、佐藤功殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長 五本幸正。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 阿部信好さんも15年で、以下同文であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、高橋謙殿。あなたは市議会議員として12年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長 五本幸正。以下、代読であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、高安進一殿。あなたは市議会議員として11年、市政の振興に努めら

れ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長 五本幸正。代読でございます。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、菅原恵悦殿。以下同じであります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、菅篤司殿。以下同文であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、奥山豊殿。以下同文であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

○田中敏雄 議長 表彰状、横手市、上田隆殿。以下同文であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

---

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番高橋謙議員、23番佐藤清春議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○田中敏雄 議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

---

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 日程第4、議長から議長報告、市長から横手市土地開発公社ほか8法人のそれぞれの平成20年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○田中敏雄 議長 日程第5、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成21年6月、横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

初めに、通例、年度初めは慌ただしいものですが、この4月は北朝鮮によるミサイルの発射や知事選挙があり、その後すぐに新型インフルエンザ問題が発生したせいか、一層慌ただしい感じがします。

我が国の景気低迷は続き、今年1月から3月までの国内総生産の実質成長率を年率に換算した数値はマイナス15.2%となり、戦後最大の落ち込みとなっております。特に、自動車業界は深刻な状況であり、全国で事業所の縮小、閉鎖が続いておりますが、日立製作所オートモティブシステムが一部の事業所を市内のユニシアジェーケーシーステアリングシステム秋田工場に集約する方針としたことは、本市にとってまことに幸いでした。

また、厚生労働省より本市が地域雇用創造推進事業の実施地域として採択され、農商工観連携による産業活性化・雇用創出プランに基づき、横手市地域雇用創出協議会において事業が実施されることになりました。

今国会では、経済危機対策を盛り込んだ第1次補正予算が可決され、市でも早期実施に向け、準備を進めております。ただ、財源の多くは国債であり、将来の負担が増すことも念頭に置く必要があります。まさに未曾有の経済危機を迎えている現在、新規事業については市民の皆様や企業などとの協働を前提に実施するなど、根本的に考え方を変えて行政サービスを進めていくべきであり、春の訓示及び幹部経営会議において、すべての職員に強く要請いたしました。

さて、先日開催された全州市町村長会議において、佐竹知事と意見交換を行う機会があり、このたびの新型インフルエンザ対策について、県と市町村の役割を明確にすべきとの意見が相次ぎました。知事は、県と市町村の部分的合体による一体行政をマニフェストに掲げており、私も効率的に行政サービスを提供するために有効な手法であると思いますが、そのためには十分な意思疎通と徹底した議論が前提となります。

現下の経済情勢に加え、少子高齢化と人口減少が続く中で、健全な行政経営を図るためには市民の皆様、企業、団体、大学などさまざまな主体との連携・協働が重要になります。大変厳しい状況下で、雇用調整により失業したり、事業経営が困難となっている方もおられるわけですが、市民の皆様の安全・安心な生活の実現に向けて、今後も速やかに対策を講じてまいります。

ふたつ目の新たな施策等への取り組みについてであります。①新型インフルエンザ対策についてであります。

新型インフルエンザの対策については、4月28日に保健衛生課内に横手市発熱相談センターを設置しており、案内チラシを全戸配付して市民の皆様の相談に応じ、5月1日には石川副市長を部長とする横手市新型インフルエンザ対策部を立ち上げました。また、5月16日には私が本部長となる横手市新型イ

ンフルエンザ対策本部を立ち上げ、これまで会議を5回開催いたしました。この間、横手市発熱外来センターを横手体育館に設置するための準備を進めておりましたが、現状では感染の拡大が進む可能性は低いことから、当面、開設を見合わせ、体育館は6月9日から通常どおり利用できることにいたしました。

なお、今後同センターを設置をする場合は、横手武道館に設置することで関係機関と協議を進めてまいります。

今後も国・県との連携を強化し、また医療機関等の協力をいただきながら、市民の皆様の健康を守るため、万全を期してまいります。

(2)の経済危機対策についてであります。

先般、国会で可決された第1次補正予算には、経済危機対策として約14兆7,000億円が計上されております。この対策の一つである経済危機対策臨時交付金は、少子高齢化社会への対応、地球温暖化対策、安心・安全の実現などを目的として、地方自治体が単独で行う事業等の自己負担分に充当されるもので、当市には14億7,100万円が配分される見込みです。

事業の推進に当たりましては、地域の中小事業所の受注機会が増加することに配慮して実施計画を策定し、地域経済の活性化に積極的かつ弾力的に対応するため、準備が整い次第、速やかに提案させていただく予定です。

(3)の新しい組織機構と庁舎のあり方の検討についてであります。

市の組織機構や庁舎のあり方につきましては、今年2月に新庁舎を考える市民会議からいただいた庁舎のあり方に関する提言や地域自治体の設置期間が平成22年3月31日までとなっていることなどを踏まえ、平成22年度以降に向けた新しい形が必要であると考えております。そのため、総務課、経営企画課及び財政課の職員で構成する改革事務局を4月下旬に立ち上げ、庁舎のあり方を含めた組織機構改革の素案について検討を始めております。

今後は、その素案をもとに全庁的な意見の取りまとめを行い、政策会議を経て9月には議員の皆様に対し、一定の案をご報告する予定です。

(4)の子育て家庭優待事業についてであります。

社会全体で子育て家庭を支えていく気運の醸成を図ることを目的とし、県、市町村、事業者団体及び協賛店舗等が協働して、子育て家庭優待事業を7月から実施いたします。

この事業は、中学生以下の子どもや妊婦がいる子育て家庭へ優待カードを配付し、このカードを提示することにより協賛店舗のサービスや商品が無料または割引になるものです。4月22日現在、当市では48店舗からご協力をいただくことになっており、対象となる世帯に優待カードを配付するための準備を県とともに進めているところです。

今後、パンフレットの配布や市報等でお知らせしながら協賛店舗の拡大を図り、子育て家庭を支援してまいります。

(5)の市民参加の地産地消推進についてであります。

今年度から食と農からのまちづくりの実践事業として、食と農・チーム・プラスYプロジェクトと題し、全市民参加型の地産地消事業に取り組むことといたしました。

この事業は、市内で生産された農産物を地域の皆様に、より多く消費していただく運動であり、具体的には職場・学校・家庭・団体・企業などでチームをつくり、その中で取り組み目標を設定し、目標達成に向け気軽に取り組んでいただくものです。取り組み目標としては、毎日1つ以上地元食材を使った料理を食べることや地元食材を地域内外に宣伝すること、そして飲食店では地元食材を使った料理を提供するといったことが考えられます。市民の皆様が食と農に関心を持ち、生産者と消費者の顔が見え、楽しみながら実践できる活動にしたいと考えております。

この取り組みが発展することで、地場製品の生産拡大や食料自給率の向上が期待され、また、地域経済の活性化にも貢献できると考えております。

(6)の歴史的建造物の整備及び保存事業についてであります。

このたび、増田地区まちなみ保存活用推進協議会が企画した歴史的建造物整備及び保存事業が、財団法人東日本鉄道文化財団の地方文化事業支援に採択され、今年度500万円の支援を受けることが決定いたしました。この支援は、増田地区中七日通りに残る明治期以降につくられた土蔵等の修理改修に対し助成されるもので、これにより増田地区まちなみ保存活用事業が大きく前進することになります。同財団の支援は、数年間は継続できるようですので、引き続き本事業を活用し、新たな観光拠点となるよう、関連事業と併せ整備を進めてまいります。

(7)のスマートインターチェンジの設置についてであります。

国では、高速道路の通行者の利便性向上、地域の活性化、物流の効率化などに寄与することを目的に、高速道路利便増進事業としてスマートインターチェンジの整備を今後10年間実施するとしております。

これを受けて本市では、横手からの大曲インターチェンジの区間と、横手から湯田インターチェンジの区間について、関係機関に対し整備に向けて検討していただくよう要望しており、先般、庁内関係各課による勉強会を開催したところです。今後も勉強会を重ね、設置による効果予測、設置箇所の検討、概略設計などを行い、整備の実現に向けて取り組んでまいります。

3番の平成21年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)の定額給付金についてであります。本市の定額給付金の給付対象数は、基準日の平成21年2月1日現在で3万4,570世帯であり、人口では10万4,416人となっております。市では国の補正予算成立後、直ちに横手市定額給付金等対策本部を設置し、交付事務を進めております。

4月1日から申請受け付けを開始し、6月1日まで銀行振り込みを4回、現金支給を1回行っており、対象世帯の約9割の3万1,172世帯に対し、総額15億711万2,000円を給付いたしました。まだ申請していない方に対しては、今後も市報や市のホームページ等で周知するとともに、申請期限の10月1日までに再度文書でお知らせし、必要に応じて家庭訪問等も実施いたします。この給付金が市民の皆様の

生活に役立ち、地域経済の活性化につながることを期待しております。

(2)の生活バス路線についてであります。

3月26日にバス事業者から、利用者の減少により平成22年度から県補助の対象外になる可能性が高い昼川線など7路線について、廃止を視野に入れた協議の申し入れがありました。これについては、今後地域の皆様や関係機関と十分に協議を行い、10月ごろまでには今後の方向性を示したいと考えております。

(3)のごみ処理統合施設整備事業についてであります。

このごみ処理統合施設の用地選定については、第2次選定において絞り込まれた4候補地区について、市報3月15日号に掲載し、市民の皆様にお知らせしております。

その後、3月末に用地選定を委託した業者から提出された最終の調査報告書をもとに、ごみ処理統合施設推進本部において検討したところ、収集運搬の搬入道路や上下水道が整備され、最終処分場が近隣にあり、一体的に管理ができることなどから柳田工業団地付近の地区を最終候補地といたしました。今後は周辺地区への説明会や地権者との交渉を行い、用地取得を進めてまいります。

(4)の国民健康保険についてであります。

平成21年度の国民健康保険税について昨年度の決算見込み額をもとに試算したところ、医療給付費分に後期高齢者支援金分を加えた年税額では一人当たり7万6,757円となり、昨年度から7,420円高い数値となりました。これは、昨年度の医療費が、一人当たり23万6,546円と前年度に比べ1万962円増加したことが最大の要因であり、市では急激な増加を緩和するため医療給付費分に財政調整基金から1億円を繰り入れることにいたしました。これにより合計の年税額は7万3,120円となり、昨年度に比べ3,783円、率にして5.5%の増加に抑えております。

また、介護納付金分については、平成19年度の納付額が確定し、余剰金が生じたことから、1人当たりの年税率が1万7,596円となり、昨年度に比較して963円、率にして5.2%の減少となりました。

たび重なる制度改正や地域医療の高度化が進む中で、依然として国保財政は厳しい状況にありますが、今後も収納率の向上と、医療費の適正化に努め、健全かつ円滑な運営を図ってまいります。

(5)の高齢者福祉施設介護業務就労サポート事業についてであります。

当市では緊急経済雇用対策のひとつとして、現在離職している方が、介護保険施設等において介護業務で就労できるように支援する高齢者福祉施設介護業務就労サポート事業を実施しております。これは、離職している方がホームヘルパー2級の資格を取得した場合、10万円を上限に、受講料の全額を補助するものであり、5月1日現在、39人の方から補助申請がありました。今後も市のホームページなどで周知し、就労をサポートしてまいります。

(6)の生活保護についてであります。

当市の生活保護受給世帯は、今年度当初において597世帯となっており、昨年度同期と比較して84世帯増加しております。新規の相談でも生活に困窮している内容の件数が増えており、今後しばらくはこ

の傾向が続くことが予想されます。

この対策として、4月から生活保護の担当を横手庁舎に移し、保護受給世帯への訪問及び相談業務の効率化や医療機関等との連携強化を図り、業務を進めております。

また、保護受給者の就労に向けて支援を行う就労支援専門員を2名に増員し、今年度から受給者の自立についての相談を受ける自立支援相談員と生活困窮者の相談及び支援を行う面接相談員を1名ずつ配置し、相談援助体制の強化を図っております。

(7)の地域密着型介護サービスの事業者選定についてであります。

4月上旬、東部地区において地域密着型介護サービスを行う意向がある事業者を募集したところ、定員29人以下の特別養護老人ホームに2者、小規模多機能型居宅介護には3者の応募がありました。

今年度から地域密着型サービスの事業者については公募方式により選定しており、横手市地域密着型サービス運営委員会の答申を受けて検討した結果、特別養護老人ホームの事業者については1者を選定しました。また、居宅介護については、運営委員会において審査を継続しておりますが、7月に答申される予定となっており、その後速やかに選定いたします。両施設とも早期にサービスが開始されるよう支援してまいります。

(8)の高齢者入浴サービスデーについてであります。

昨年度まで実施しておりました高齢者入浴券支給事業については、民間施設を含む市内18の温泉施設のご協力により、今年度から高齢者入浴サービスデーとして新たにスタートしたところです。

高齢者のさらなる健康増進を目的として、対象年齢を70歳以上から65歳以上に拡大し、毎月第2水曜日の午前10時から午後4時までは料金半額で入浴できることにいたしました。しかし、利用された方から入浴時間の見直しなど改善を求めるとご要望をいただき、早速各温泉施設と協議を行い、6月からは入浴時間の制限を行わないことといたしました。今後も利用状況を見極めてサービスの改善に努めてまいります。

(9)の認知症サポーター養成講座の受講状況についてであります。

第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の重点施策の一つである要支援・要介護になっても安心できるまちづくりの具体的な取り組みとして認知症サポーター養成講座を実施しております。この内容については、チラシの配布や市報などで周知を図り、これまで4回の講座を開催したところ、100人を超える方に受講していただきました。今年度は500人以上のサポーターの養成を目指しており、より実効性のあるネットワーク体制の構築に向けて、市内の事業所や地域の各種団体に事業の説明を進めるとともに、講座開催の要望には積極的に応えてまいります。

(10)の農業振興についてであります。

本年は雪消えも早く、春作業については水稻、果樹、野菜等も順調に推移しております。

さて、平成21年度の新規事業として、耕作放棄地を地域で再生利用する取り組みに国が支援する耕作放棄地再生利用緊急対策事業が実施されております。

当市でも耕作放棄地は増加しており、この抑制及び市内農地の再生利用を目的として、5月8日に横手地域耕作放棄地対策協議会を創設いたしました。今後は協議会の活動を通じて、耕作放棄地の解消に向け、各種事業に本格的に取り組んでまいります。

次に、米の生産調整関連については、国の第1次補正予算で実施される需要即応型生産流通体制緊急整備事業により転作を実施した場合、産地確立交付金などに上乗せして助成金が交付される見込みです。この助成額は、大豆及び麦などを作付した場合は10アール当たり最高1万5,000円、米粉及び飼料用米の場合は10アール当たり2万5,000円の予定であり、この事業を活用し、生産調整の実効性を確保してまいりたいと考えております。

(11)の緊急雇用経済対策についてであります。

平成20年度において緊急雇用対策として実施した市の直接雇用については、ハローワークを通じた応募者118人から32人を採用しております。また、先の臨時議会でご承認をいただいた事業とあわせ、本年度の市の直接雇用は70人、外部への委託事業による間接雇用は約20人になる予定です。

市で実施する雇用以外の就労支援・助成制度等においては、昨年度から実施している企業緊急雇用安定助成事業などに加え、今年度から開始する新規雇用奨励助成金、魅力あるお店づくり支援事業について関係機関等へ周知してまいります。また、継続事業については、利用実績と効果を検証し、適宜改善してまいります。

今後も市内の雇用情勢や経済状況を的確に把握し、新たに必要となる施策については速やかに実施してまいります。

(12)の商工業振興についてであります。

商業振興については、定額給付金支給に併せ、市内での消費拡大を図る目的で、市内全域で使用できるプレミアムつき商品券の発行について助成を検討してまいりました。残念ながら条件が整わなかったため、商品券の発行には至りませんでした。今後これに限らず、市内の商工会議所及び3商工会が協力して行う地域活性化や商店街振興のための取り組みについては、積極的に支援してまいります。

なお、5月中旬に開催された3商工会の総代会等においては、来年4月1日の新設合併に向けた協議を始めることが承認されており、市としてもできる限り支援をしていきたいと考えております。

工業振興については、緊急雇用経済対策を実施するとともに、地元企業への訪問などにより情報交換を密にし、業界の景気の状態等を確認しながら経営改善や受注活動のさらなる強化に向け支援してまいります。

(13)の横手駅周辺地区の整備についてであります。

横手駅東西自由通路や橋上駅舎の建設については、東日本旅客鉄道株式会社により概算事業費が算定された平成19年1月から、同社の東北工事事務所や管理主体である秋田支社と事業費及び負担額等に関する交渉を重ね、私も本社を訪問するなど粘り強く調整してまいりました。今般、同社と3年間の工事に関する施行協定を締結いたしたく、今議会に協定締結についての議案を提案しております。



なお、今年度は、建築確認申請を行い、仮駅舎と仮設事務所の建築工事に着手する予定となっております。

また、市街地再開発事業については、銀行棟、集合住宅棟、高齢者住宅棟、バスターミナル棟の建築工事を実施しております。商業施設棟については、再開発組合が新たな事業者との出店協定の締結に向けて交渉を進めております。協定締結後には、施設設計と事業計画の変更手続を進め、早期に商業施設棟の工事に着手できるよう、再開発組合を支援してまいります。

(14)の小・中学校統合計画についてであります。

昨年度、西部地区3中学校の統合校舎の建設候補地については、館合地区公民館周辺のエリアにしたことをご報告しておりますが、関係機関との協議、検討により絞り込みを行った結果、大雄字藤巻地区を最終候補地に決定いたしました。

また、本年度に入り、関係中学校の教職員で組織する西部地区中学校検討委員会を立ち上げ、ハード、ソフト両面について検討を重ねております。

次に、横手地区の小・中学校統合計画については、4月20日に横手地区小・中学校基本構想策定委員会から統合計画に対する意見書が提出されました。その内容は、平成25年度の中学校統合、平成28年度の小学校統合について賛同するというものです。また、建設に向けては、通学路の安全確保、通学区の見直し、各地区の伝統文化の継承、スクールバスの運行計画の早期決定など具体的なご意見をいただきました。学校用地については策定委員会からの意見を踏まえ、検討を重ねた結果、静町周辺の広範なエリアを第1の候補として考え、今後、調査、絞り込みを行ってまいります。十文字中学校の校舎改修等の工事については、5月に入札を行っており、校舎増築工事及び第2体育館工事の工事請負契約締結について、今議会に追加提案を行う予定です。

(15)のドリーム・ベースボール及び「横手わか杉カップ」の開催についてであります。

青少年の健全な成長と長寿社会に対応した明るいまちづくりに資することなどを目的とし、6月28日にグリーンスタジアムよこてを主会場に、“宝くじスポーツフェア” ドリーム・ベースボールを開催いたします。このイベントでは、本市出身の村田辰美選手や能代市出身の山田久志選手を初め、プロ野球名球会・OBクラブ会員24人が来横し、少年少女ふれあい野球教室や横手市選抜チームとの親善試合等を行う予定です。市内はもとより県内各地から多くの野球ファンが来場し、名選手たちのすばらしいプレーで参加者と地域が元気になることを期待しております。

また、昨年引き続き7月10日から3日間にわたり、雄物川体育館を会場として、全国ブロック選抜高校男子バレーボール大会「横手わか杉カップ」を開催いたします。出場校は、全国各ブロックから選抜した7チームに地元チームを加えた8チームとなり、全国の強豪チームよるプレーを観戦し、応援することで多くの感動が得られるものと思います。この大会を継続することにより、本市がバレーボールのまちとして広く知られるように努めてまいります。

4番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は4億7,839万6,000円で、補正後の予算総額は480億9,542万5,000円であり、その主なものを申し上げますと、社会福祉施設整備事業補助金に8,081万2,000円、長寿祝金支給事業に1,478万7,000円、妊産婦保健事業に1,190万円、緊急雇用対策事業に1,026万7,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に1億720万5,000円、森林総合研究所造林事業に7,455万円、土地区画整理事業特別会計繰出金に6,105万8,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件2件、専決処分報告案件2件、繰越計算書の報告案件6件、条例一部改正案件4件、工事請負契約案件1件、財産取得案件2件、繰入額の変更議案2件、平成21年度一般会計補正予算など補正議案14件、その他の議案3件の合計36件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

---

#### ◎諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、その候補者として次の者を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものであります。  
横手市二葉町9番6号にお住まいの高橋恒徳氏、昭和23年3月25日のお生まれの方でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第6号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第7、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第7号でございますが、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げます方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市増田町増田字月山西12番地の19号にお住まいの織田智恵子氏、昭和19年9月29日のお生まれの方でございます。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第7号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎報告第6号、報告第7号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第8、報告第6号専決処分の報告について及び日程第9、報告第7号専決処分の報告2件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質

疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで日程第8、報告第6号及び日程第9、報告第7号の2件の報告を終わります。

---

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第10、報告第8号平成20年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第8号平成20年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、一般会計におきまして、平成20年度から平成21年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたために、先の3月議会などで議決をいただきました繰越明許費につきまして、その計算書を調製いたしましたので、自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。

議案書の6ページのほうをお願いします。

平成20年度の繰越計算書の内容でございますが、3月議会で予算化していただきました地域活性化生活対策臨時交付金事業や定額給付金給付事業などにつきまして、交付決定が年度末であったために平成20年度内の事業完了が困難となりまして、ほぼ全事業につきまして繰り越してございます。そのために、61事業と大変多くなっておりますので、そのために各款ごとにまとめまして、交付金以外の事業についてご説明申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

2款総務費では、北庁舎管理費など14事業を繰り越しております。このうち、住民情報系運用管理では後期高齢者医療制度システム改良費につきまして、682万5,000円を繰り越しております。ほか、13事業につきましては、先ほどの交付金及び定額給付金関連事業の繰り越しであります。

3款におきましては、高齢者センター管理運営事業など6事業を繰り越しております。このうち、子育て応援特別手当支給事業を除く4事業は、生活対策臨時交付金事業であります。

4款衛生費では、東部斎場管理運営費など4事業。

5款では、サンサン横手管理運営費。

また、6款では、果樹産地構造改革事業など5事業。

7款商工費では、ふれあいセンター管理運営費など5事業を繰り越しております、これらはすべて生活対策臨時交付金事業であります。

8ページに移りまして、8款であります。

交通安全施設整備費など9事業を繰り越しております。このうち、地方道路整備臨時交付金事業につきましては、条里跡般若寺線で用地買収の関係から4,120万円を繰り越しております。橋りょう点検事業につきましては、119カ所の点検に日数を要するために1,000万円を繰り越しております。まちづくり

交付金事業では、市道駅前1号線富士見大橋地下道の事業につきまして、他事業との調整する必要があり1億5,084万7,000円を繰り越してございます。都市地域総合交通戦略調査事業では、関係機関との調整に日数を要するために885万円を繰り越しております。統合公園整備事業では、事業の調整が必要となったことから8,830万円を繰り越しております。横手市駅前活性化対策費では、再開発組合の事業調整の関係から15億2,578万9,000円を繰り越しております。ほかの3事業につきましては、生活対策臨時交付金事業であります。

9款では、常備消防経費など5事業を生活対策臨時交付金事業として実施するために繰り越してございます。

9ページの10款教育費では、小学校管理経費など11事業を繰り越しております。このうち、小学校大規模改造事業では阿気小学校体育館の耐震補強工事などで設計に期間を要したために3,714万3,000円を繰り越しております。大森小学校統合事業では、冬期間施工できなかった工事分として304万3,000円、山内中学校改築事業では、国の補正予算対応事業であったために工期の関係から3億6,861万2,000円、山内生涯学習センター改修事業では、緊急安心実現総合対策交付金事業として実施しておりますが、この設計期間などの関係から5,629万3,000円を繰り越しております。これら以外の7事業については、生活対策臨時交付金事業として繰り越しております。

11款の災害復旧費では、雄物川地区の林道ピクミ沢線の災害復旧工事につきまして、降雪により工事ができなかったために920万円を繰り越しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第8号の報告を終わります。

---

### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第11、報告第9号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました報告第9号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

本案は、特別養護老人ホーム特別会計におきまして平成20年度から平成21年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたために、さきの3月議会で議決をいただきまして、繰越明許費についてその計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定によりご報告するものでございます。

11ページをご覧願います。

決算書の内容でございますが、施設維持管理事業といたしまして、いきいきの郷ホール・屋根改修事

業に141万3,000円、同じく特別養護老人ホームすこやか大雄地盤沈下改修事業につきまして1,974万円、合わせまして2,115万3,000円を繰り越してございます。これは、地域活性化生活対策臨時交付金に係るものでございまして、基本的な仕様等を精査し、事業規模を確認する必要があったために繰り越すことになったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第9号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第12、報告第10号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 報告第10号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきます。

これは、大森健康温泉の天井の張り替え工事、それから一部床の張り替え工事を行おうとするもので、繰越額は195万3,000円でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第10号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第11号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第13、報告第11号平成20年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 報告第11号平成20年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

15ページをご覧いただきたいと思ひます。

特定道路1・2・3号線、ほか2件の事業につきまして、平成20年度から21年度へ繰り越しをいたしますので、その計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第11号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第12号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第14、報告第12号平成20年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第12号平成20年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本案は、3月議会で議決をいただきました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、報告するものでございます。

17ページをお開きください。

内容的には3件ございまして、公共下水道事業で5,240万円、特定環境保全公共下水道事業で3,440万円、流域下水道事業で1,530万円、それぞれ平成21年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第12号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第13号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第15、報告第13号平成20年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第13号平成20年度横手市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法の規定に基づき、本議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費の配水管布設及び布設工事につきましては、関連工事である県工事の県道横手大森大内線及び耳取後三年停車場線改良工事の遅延に伴い、平成20年度に完成が見込めなかったことから400万円を21年度に繰り越したものでございます。同じく、建設改良費の水道管の情報システム整備事業につきましては、想定よりシステムに入力する情報が多く、平成20年度内にすべての入力情報を整理することが困難であることから6,611万5,000円を平成21年度に繰り越したものでございま

す。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第13号の報告を終わります。

---

#### ◎議案第4号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第16、議案第4号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第4号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第17、議案第93号横手市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第93号横手市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、建築確認手数料、それから長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者からの手数料並びに権限移譲に伴いまして、動物の飼養等の許可を受けようとする者からの手数料を回収しようとするものであります。



21ページをご覧いただきたいと思います。

21ページ、後段の表から22ページの前段の表は、建築確認手数料を改正しようとするものでありまして、それぞれの項目によって違いますが、額は2,000円から4万円までの増額であります。

それから、22ページの後段のところは、長期優良住宅の計画認定を受けようとする手数料でありまして、これは新設であります。

それから、24ページをご覧いただきたいと思います。

24ページが一番下のほうの表であります。化製場等に関する法律に基づく動物の飼養または収容の許可の申請に関する手数料8件について権限移譲を受けましたので、これを新たに付け加えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 予想される年間の件数がどれぐらいなのか、具体的に、そういう例を挙げてご説明願います。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 私のほうからは、長期優良住宅の関係についてご説明申し上げたいと思います。

現在、私どものほうで行っております建築確認の申請実績であります。確認の実績でありますけれども、年間300件ほどであります。その1%ということで、今年度この長期優良住宅の関係については3件ほどかなという予想をいたしております。そんなに多くは、まだないのかなということで、1%相当を見込んでおります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) これは、例えば大仙でも、湯沢でも、当然この条例はあると思いますけれども、そちらのほうの条例の金額と申しますか、それはどのようになっているか。参考までにお知らせ願います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 建築確認の手数料関係につきましては、以前は県で行ってございましたが、権限移譲を受けたものでありまして、全県同じような内容になっております。

それから、動物の飼養または収容等の許可の申請の手数料につきましても、県から権限移譲を受けましたので、県と同じ内容になっておりますので、これらについては全県同じものということです。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第18、議案第94号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第94号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

26ページのほうをお願いします。

数字がずらっと並んでわかりづらいと思いますので、要点をご説明申し上げます。

初めに、第3条から5条関係につきましては、基礎課税額の所得割の税率を7.15%、均等割の額を2万600円、平等割額を1万8,300円に改正する内容となっております。

次に、6条から8条関係につきましては、後期高齢者支援金等の課税額を定めたものとなっております。所得割額を2.83%、均等割額を7,600円、平等割額を7,200円に改正しようとするものでございます。

なお、基礎課税額と後期高齢者支援金等の課税額を合わせた1人当たりの賦課額は、市長も先ほど申し上げておられましたが7万3,120円となっております。前年度に比較して3,783円、率にして5.5%増加する見込みでございます。

続きまして、9条から11条関係につきましては、介護納付金課税額の税率を定めたものとなっております。所得割額を1.75%、均等割額を6,700円、平等割額を4,000円に改正する内容でありまして、1人当たりの賦課額は1万7,596円となりまして、昨年度に比較しまして963円、5.2%の減となっております。

最後に、第25条関係につきましては、今回の税率改正に伴いまして、いわゆる7割、5割、2割軽減の額を改正する内容となっております。

附則では、施行期日、適用区分を定めてございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第95号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第19、議案第95号横手市集落排水施設条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第95号横手市集落排水施設条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、集落排水施設または下水道の使用開始等の届け出を怠った者に対する罰則を明確にするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

29ページをお開きください。

改正の内容についてご説明いたします。

第1条では、横手市集落排水施設条例の一部改正について規定するものでございまして、主な改正点といたしましては、罰則を規定している第21条第1項において第11条第1号を追加して、集落排水の使用を開始するとき、または休止している施設を再開するときの届け出を怠った者は過料に処することを明確にしようとするものでございます。

次に、第2条でございますが、横手市下水道条例の一部改正について規定しております。主な改正点は第1条と同様でございますが、罰則を規定している第26条第1項第3号において、第12条第1号を追加して下水道の使用を開始するとき、または休止している施設を再開するときの届け出を怠った者は過料に処することを規定しようとするものでございます。

附則で、施行期日を平成21年7月1日と定めております。また、併せてそれぞれの関係施行規則の改正を予定しております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 集落排水施設条例とそれから、下水道条例の改正でありますけれども、どちらも同じような改正内容でありまして、罰則規定を明確にしたということではありますが、下水道条例の内容を見ますと、特に12条の関係であります。12条中の1号を2つの項目に分けたというだけにすぎないように私は受けとめました。これによって、どう罰則がしっかりと打ち出されたのか、ちょっと理解できないところがありますので、その説明をひとつお願いします。

それから、これに伴って条例の施行規則も変わらないと整合性のないものが出てくると思いますので、もし差し支えなければ、施行規則の改正するところも教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 今のご質問でございますが、条例上はそういう形になっております。ただ、規則のほうで、実は、12条が、使用開始の届け出の関係でございますけれども、それが施行規則のほうとの関連が必ずしもわかりにくかったということございまして、施行規則のほうでは7条に使用開始届けの届け出というところがございまして、あくまでも一時使用の場合も12条の使用開始届けのうちのひとつだというような解釈をしたほうが条例上合理的だろうということで、7条を改正いたしまして、4号を追加して、一時使用をする場合の届け出等の規定をここにうたっております。ということ

から、前の規則上は一時使用の届け出というのは第9条にあったわけでございますけれども、この関係で第9条を削除するという形の改正をさせていただきます。あくまでも、使用開始については通常の使用と一時使用の届け出が必要だということで、ここら辺を明確にしたということでございます。

なお、条例上は届け出をしないことによる罰則がなかったわけでございますので、そこを明確化したという内容になっておりまして、条例上はちょっとわかりにくくなっておりますけれども、規則と照らし合わせながらよりわかりやすいものにしていきたいということで、このような形で検討させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 施行規則の内容を具体的に示してもらわないとなかなか理解できないわけがありますけれども、従来でありますと、一時使用届けについては施行規則の9条に規定されていたと。この9条であれば、使用する10日前に届け出をしなければならないということになっておりました。これを7条に全部統合してしまうということのようですけれども、施行規則第7条がどのような内容になっているか、ちょっとはつきりいたしません、従来でありますと、事業が発生した後5日後に届け出をすればよいということであります。特に、今回の改正に至ったひとつのきっかけというのは、例の通知文書がありますような内容からだというふうに私は思いますけれども、そういうふうになりますと非常に、何か緩やかになったと。事業が発生してから5日後に届け出すればよいということになりますと、非常に緩やかになったなど。前の9条の規定でいきますと、使用する10日前には出さなければいけないということでありました。やっぱり業者が、それこそ集合団地などの浄化槽のものを下水道を使うということになりますと、相当な作業規模だというふうに思いますので、それが5日後に届け出ればよいというふうなことで済むのかどうか、そこら辺教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 施行規則の中では、7条に第4項を設けまして、第1項、これは先ほど言った5日以内という項目なんです、第1項の規定にかかわらず下水道を一時使用する者は、使用を開始するときはその開始の10日前まで、使用を廃止したときは遅滞なく、というような文言にここを改正しております。と申しますのは、一時使用の場合は、現場でそれが下水道に流入できるかという確認。それから量、量に伴う料金とがある程度その事前に承知しなければいけないということもございまして、10日前まで一時使用については提出しなければならないという規定で、規定的には同じでございます。ただ、前の9条でございまして、適用する条例の条項がございませんでした。9条の中にも何条の規定によりということもございませんでしたので、13条に、使用料との関係で一時使用という文言が出てくるというような状況でございましたので、そこら辺を使用開始届けというのは通常の開始も、一時的な使用も12条で取り扱うということで整理したということでございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第20、議案第96号横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第96号横手市自転車駐車場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、自転車駐車場の放置自転車に対しまして、適切な措置を講ずる必要があるということでの改正でございます。

32ページをご覧くださいと思います。

改正の趣旨は、今まで申し上げました放置自転車の措置の関係でありますけれども、第2条の表中、醍醐駅前、これは位置を示している住所なのですが、誤字がございまして、正解は「太茂田」ですが、現行は「大」になっておりますので、ここを「太」に改めようとするのが第2条の関係であります。

第6条の放置自転車の措置の関係でありますけれども、現行の条例では、市長は必要な措置を講ずることができるという一文しかございません。ということで、必要な措置についての詳しい記載がありませんので、今回の改正によりまして、第1項では、放置自転車を撤去し、保管することができる規定。第2項では、鍵等で固定されているものにつきましては、鍵等を除去することができる規定を盛り込んでおります。3項では、保管をしていて公示をするわけですが、その間に利用者または所有者が現れた場合には、返還する旨を規定をいたしております。それから4項では、公示の日から60日を経過してもなお利用者、あるいは所有者が現れない場合には、処分することができる規定を設けております。

附則では、施行日を本年8月1日に定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくどうかお願いを申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。9番佐藤徳雄議員。

○9番（佐藤徳雄議員） 放置自転車の台数的には、1カ月幾ら、年間何台ぐらいになるか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 現在の横手市の自転車駐車場条例に定めております駐車が3カ所ございます。横手駅前、醍醐の駅前、それから十文字駅前という3カ所ございまして、この放置自転車の規定というのは、先ほど申し上げましたように、なかなかこれが常日ごろぱっと見て、これは放置自転車であるというふうに言えるものも、もちろんあるわけではありますが、これが放置自転車であるというふうに決定づけるのはなかなか難しいものがございます。ということで、現在ではどういうことをやっているかと

いいますと、主に放置自転車が発生する時期というのが、高校生、あるいは通勤もあるかとは思いますが、異動、転勤、あるいは学校を卒業というようなことでありまして、3月末、あるいは4月の中・下旬くらいまでの間にどうしても放置されているであろう自転車というのが多うございます。ということで、放置自転車じゃないのかなというものについてはラベルを個々に表示をいたしまして、所有者、あるいは使用者の方は何月何日までに移動をお願いしますと。それまでの間に移動がなければ放置自転車として、今ほど申しあげました第6条の関係で市が保管をし、また現れなければ処分をするというような流れになっております。ということで、なかなか年間何台ぐらいかなと言われても、結構な台数はありますけれども、詳細約100台とか、200台とかというような細かい数字までは把握し切れておりませんので、そこら辺はご理解をいただきたいというように思います。

○田中敏雄 議長 9番佐藤議員。

○9番（佐藤徳雄議員） いみじくも部長がおっしゃったとおり、多分通学のための自転車の放置が多いんじゃないかと思えますんで、その学校関係との話し合い等は行われていますか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 特に、卒業間際と申しますか、でもここら辺は雪が降りますので、1月、2月というのは、なかなか自転車通学というのはそんなには多くございません。通年を通じまして、例えば入学、4月に新しく入学するわけですが、そういう時点を捉えまして学校のほうから新たに入学された生徒さんについては自転車のそういう放置等はないようにですとか、というようなことでの連携・連絡、もちろん学校だけではなくて、警察も含めて関係の団体等とはよく緊密に連携をとりながら進めておりますし、今後も進めていきたいという考えです。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 放置自転車の対策という形の中で、条例が子細に、こういうふうにできた、このことは歓迎をしております。ただこの中で、文言の中で「相当の期間にわたり放置されている」、この文言は、非常に、先ほど部長が説明されたとおりにあいまいだと。これにかわる表現がなかったのかどうか、まずは、1点ですね。

それから、「駐車場の適正な管理に支障があると認めるとき」。これも、非常に文章的にあいまいになっているんじゃないか、条例として。

それから除去、それから保管、これについての自転車の持ち主に対する責任という形の中での条例をつくるときには、今自己責任という形の中で、撤去費用、保管費用を求めると。それが今の気流だというふうに、その条例の中ではですね、あちこちの条例、私はこれ調べたこともあるんですけども、みんな中に載っている。それが、当市では検討なされなかったのかと。どうして載らなかったのか、その辺をひとつお願いします。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 まず1点目の、「相当の期間」という表現でありますけれども、先ほども申し上

げましたが、一目見てこれが放置自転車である、あるいは現在も使用されているというその見分けと申しますか、なかなか難しいものがございます。当然のことでありますけれども、一般市民の財産でありますので、勝手にどうのこうのというわけにはもちろんいきませんし。そういうことで、この相当の期間というのは、想定といたしましては、先ほど申し上げましたように3月の卒業時期、あるいは異動・転勤の時期等々で3月末、あるいは4月の頭ぐらいにこういうような措置を講ずるのが一番いい時期であろうというふうに考えておりますので、この相当な時期というのはちょっと長いというふうに思われるかもしれませんが、いずれ市民の財産でありますので、1年程度というふうに想定をいたしまして、相当の期間というふうに定めたところであります。

それから、あいまいな表現、適正な管理に支障があると認める場合という、これも微妙な、はっきり申したら、おわかりになって質問されているだろうと思っておりますけれども、微妙なところであります。こういう場合、こういう場合というのは、想定できるものはひとつ、ふたつあるわけでありまして、なかなかケース・バイ・ケースと申しますが、例えば横手の駅前の駐輪場と申しますか、自転車駐輪場は通路に置きっぱなしだというようなことも最近あります。ただそれは、放置自転車ではない場合もありますので、通路にある場合は所定の位置までに我々のほうで移動して、ずっと遠くまでやれば持って行かれたとかと言われれば困りますので、近いところの所定の位置に移動させたりやっていますし、それから十文字の駅前なんか見ますと放置自転車っぽいものは確かにあるんですが、ただ、ぽくてもちゃんと所定の位置に並んでいけば支障はないなど。いわゆる適正な管理、通常の管理をしていく上で支障がないという場合もあるし、十文字の場合であってもやっぱりちゃんと並んでいないで乱雑になっているとか、あるいは倒れたままになっているとかというような場合等々の場合はというようなことで、こういう表現。いずれにしても、「相当な期間」につきましても、あるいは適正な管理、支障が云々というような表現につきましても、相当微妙な問題もはらんでおりますので、慎重に対応しなければならぬというふうに考えての条例の案文でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、その処分費用の関係でありますけれども、現行条例でも、駐車場の施設や設備を壊した場合には損害賠償というような規定はありますけれども、他市の事例はともかくといたしまして、我がほうといたしましては、この撤去をいたしました、処分をいたしました自転車については、できるだけリサイクルをしてさまざまな形で活用をしたい。ただ単にスクラップにするんじゃなくて、利活用をしたいというのが基本的な考えでありますので、そういうことで市でいろんな形で使えるとすれば、本人から処分費用と申しますか、処理費用云々というのは現在のところは考えてはおりません。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第21、議案第97号工事施行協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第97号工事施行協定の締結についてご説明を申し上げます。

締結の内容でありますけれども、横手駅の東西自由通路新設工事、それから同じく横手駅の都市施設新設工事の2件につきまして、締結をしようとするものでございます。工事の概要でありますけれども、東西自由通路につきましては、施行延長が76.2メートル、施行幅員が4メートル及び8メートルの通路でございます。

それから、都市施設につきましては、東口の方が295.6平方メートル、西口の方が92.3平方メートルでございます。

協定の金額でありますけれども、26億4,821万円であります。

協定の期間は、平成21年度から23年度までの3カ年間であります。

協定の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社、東北工事事務所長、藤森伸一氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番(石井正志議員) 施行協定書(案)をちょっと見させていただいておりますけれども、東西自由通路ができますと、市でJRから買わなければいけないというような部分が出てくるのか。といいますのは、具体的にいいますと、この前図面でも示していただきましたけれども、自由通路の緑色の部分については、これは市が今度は管理していくということになりそうでございます。ここの部分は現状ではJRの敷地となっておりますものと思っておりますけれども、この協定書の中では有償で譲り受けるというふうになっておりますので、そこら辺のところもう少し説明していただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 この施行協定の前に基本協定というのを結んでおりまして、それに基づいての施行協定の(案)でありますけれども、いずれ有償で譲り受ける部分はここの自由通路の分だけじゃなくて、西側の方ですとか、東口の方はないんですけれども。それから、私のほうでJRさんに譲る分というのもございますので、そこら辺はトータルで相殺をして、最終的な、行くもの、来るものというようなことを相殺をしてやっていくというふうに、現在そういう方向で進めていまして、まだ詳細については、いざどうこうというものまで、決定までは至っていませんが、いずれご質問ありましたように、JRから市が取得しなければならないというものもございます。ということで、今日のところはそういう答弁でとどめたいと思っておりますので、よろしくどうかお願いします。

○田中敏雄 議長 20番。

○20番(石井正志議員) 現状はそのような状況にあるということについては、理解をいたしました。



これは、JRがどれぐらいの固定資産税を横手に納めているのかわかりませんが、市でこれを譲渡した場合は、JRの敷地なり施設を譲渡した場合には、当然、これは固定資産税にも響いてくるものと思われかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 この施設につきまして、税額がどのように増えるのか、そこら辺の精算はまだやっておらないところなんです、いずれ、JRにつきましては特例等がございまして、そこら付近も加味しながら計算しなければならない段階に入ってきているのかなと、そう思っております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第98号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第22、議案第98号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第98号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、ロータリ除雪車1台、これは2.2メートル級であります、1台を購入しようとするものでございます。

契約の方法は、指名競争入札であります。

購入金額は、2,236万5,000円であります。

購入の相手方は、東北TCM株式会社、横手営業所、所長、真壁賢治氏でございます。

このロータリ除雪車につきましては、十文字の道路管理センターに配置をしようと考えております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第99号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第23、議案第99号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○川村東吉 消防長 ただいま議題となりました議案第99号財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案は、消防署雄物川分署に配備する救急自動車（高規格準拠）型1台を購入しようとするものでご

ございます。

契約方法は、随意契約で、購入金額は2,151万4,500円でございます。

購入の相手方は、秋田市泉中央2丁目1の3、秋田トヨタ自動車株式会社、代表取締役、温井正則氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 現在、雄物川分署には救急車がないんですか。更新ですか、それとも新設ですか。

○田中敏雄 議長 消防長。

○川村東吉 消防長 現在、雄物川分署には普通型の救急車1台を配備しておりまして、10年を経過するところでございます。更新のために購入をしようとするものでございます。

○田中敏雄 議長 32番。

○32番（赤川堅一郎議員） 現在あるものよりも大きいものになるんですか。機能ですね。

○田中敏雄 議長 消防長。

○川村東吉 消防長 現在の普通型救急車に比較しますと、この高規格準拠の救急車は消防本部の救急業務は心肺停止または重篤な傷病者に対しまして、ランデヴードッキング方式で救急業務を運用してございます。その際は、2台、高規格型救急車と普通型の救急車同時に出動いたしますけれども、この高規格準拠型は救命士の乗り込みと救命士が使用する器材、医師との連絡等できる器材を移動して装備できるスペースを持っている救急車でございまして、患者室もその分広くとってございます。そのような救急車でございます。

○田中敏雄 議長 32番。

○32番（赤川堅一郎議員） 関連してですけれども、山内分署のほうにも救急車が、一昨年ですか、配置されましたし、大森分署のほうにも救急車が配置されていたんですね。そういう消防施設としてそういうふうな新しく配置した場合に、当然人員が増えるわけですし、車両も増えるわけですから。この分署の機能とスペースは、そういうふうな関係については、どういうふうに変更されているのか、関連してお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 消防長。

○川村東吉 消防長 現在、消防本部の車両台数は消防車両、特殊車両含めて40台でございます。救急車の台数は、予備車を含めて8台で、年間3,500件を超える件数を業務として行っております。職員数は165名でございまして、基準よりは比率が低いわけでございますけれども、台数に比較しますと職員数が同時に車両全部を動かす職員数はございませんので、乗り替え運用で対応しているところでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第100号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第24、議案第100号横手市土地開発公社定款の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第100号についてご説明申し上げます。

本案は、公有地拡大の推進に関する法律が改正されましたことから、横手市土地開発公社定款の一部変更について議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、37ページのほうになります。

第7条第4項におきまして、監事の職務について民法の規定を採用しておりましたが、新たに先ほどの公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項のほうに監事の職務に関する規定が置かれることとなったために、今回変更するものでございます。また、23条のほうでは日本郵政公社が民営化されたことによる変更でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。午後の再開時間を1時10分といたします。

午前 11時54分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第25、議案第101号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第101号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

39ページをご覧いただきたいと思ひます。

今回、廃止する路線につきましては、十文字地域局管内の西上3号線並びに6号線の2路線でござい

ます。この2路線を一たん廃止したうえで、また延長も変更したうえで再認定をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第26、議案第102号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第102号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

41ページをご覧くださいと思います。

先ほどの議案第101号で2路線を廃止の議案を上程いたしておりますけれども、この2路線を1本、西上3号線にまとめまして認定をしようとするものでございます。延長につきましては、402メートル、幅員は4.3メートルから8.5メートルであります。廃止する路線は2路線合わせまして325.5メートルでございましたので、70メートル強、77メートルぐらいを延長して1本の路線に認定をしようとしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第27、議案第103号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第103号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

平成21年度市営温泉施設特別会計への繰入額を「2億5,941万5,000円以内」を「2億6,118万円以内」に改めようとするものでございます。

内容といたしましては、雄川荘に176万5,000円の繰入増を図ろうとするものであります。よろしくお

願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第28、議案第104号平成21年度横手市下水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第104号平成21年度横手市下水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

提案理由とその内容でございますが、平成21年度下水道事業特別会計に下水道事業推進のため、平成21年度横手市一般会計からの繰り入れを854万5,000円増額いたしまして12億89万2,000円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をいたごうとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第29、議案第105号平成21年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第105号平成21年度横手市一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,839万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ480億9,542万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、5ページのほうをお願ひします。

第2表のとおり、「健康の駅」推進事業地区巡回訪問用車両リース料の債務負担の期間や限度額を追加しようとするものでございます。

次に、第3条ですが、6ページのほうをお願ひします。

第3表、地方債補正のとおり農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業について追加しようとするものでございます。今回の補正予算でございますが、歳出全般におきまして、人件費について4月の人事異動後の現員現給で過不足を調整しております。

それでは、歳出について、その人件費以外の主なものについてご説明申し上げますので、15ページのほうをお願いいたします。

15ページ、2款総務費でございます。

1項7目企画費にコミュニティ助成事業としまして230万円を計上しております。これは財団法人自治総合センターのコミュニティ活動助成事業を活用いたしまして、平鹿町新町町内会が行う備品整備事業について補助金を交付しようとするものでございます。同じく長寿社会づくりソフト事業補助金に100万円を計上しております。これは財団法人地域活性化センター助成事業を活用しまして、横手全国線香花火大会の開催経費に対して補助しようとするものでございます。

16ページをお願いします。

同じく総務費でございますが、1項の10目電算情報管理費に住民情報系運用管理費として749万2,000円を計上しております。これは、健康管理システム、保育料助成システム、選挙事務システムなどのシステム改修を行おうとするものでございます。

ちょっと飛びまして、19ページをお願いします。

3款の民生費に移ります。

1項4目高齢者福祉費で社会福祉施設整備事業補助金としまして8,081万2,000円を計上しております。これは、横手市第4期介護保険事業計画に基づきまして、社会福祉法人などで設置を予定しております地域密着型介護老人福祉施設整備補助としまして、1施設を対象として4,000万円。それから長規模多機能型居宅介護施設整備補助としまして、1施設を対象として1,500万円。また延べ床面積275平方メートル以上のグループホームなどヘスプリンクラーの設置が義務づけられました。このことによりまして、今回の補正では、6施設への設置補助金として2,581万2,000円。これが内訳でございます。

同じく、長寿祝金支給事業として1,478万7,000円を計上しております。これは、100歳と88歳の高齢者に対しまして支給する長寿祝金の不足額について、このたび補正しようとするものでございます。

21ページの4款に移ります。

衛生費、1項1目保険衛生総務費に新型インフルエンザ対策事業としまして714万3,000円であります。これは、新型インフルエンザに対応する発熱外来センターなど設置運営費用などについて、今後予想される経費を計上しております。

同じく、4目母子保健費では、妊産婦保健事業としまして1,190万円でございます。これは、妊婦一般健診の公費負担の拡充によりまして、公費による健診回数をこれまでの10回から14回に増やしまして、また子宮頸がん検診を新たに公費負担とすることによる増加経費を補正しようとするものでございます。

22ページのほうをお願いします。

労働費でございます。

5款労働費、1項1目の労働諸費に緊急雇用対策事業として1,026万7,000円を計上しております。これは、当初予算で計上いたしました緊急雇用対策事業の市内遺跡調査・出土遺物整理事業などで、雇用期間の延長や雇用者を増員するための経費を今回補正しようとするものでございます。

次に、24ページの6款に移ります。

農林水産業費、1項3目農業振興費に集落型農業法人育成総合支援事業として150万円を計上しております。これは、集落営農組織が法人化するために必要な研修の参加費や先進事例の調査経費などを支援する事業でありまして、横手地区の村東営農組合と十文字地区の下村営農組合、生産組合きずなに、3組織ですが、1組織50万円を限度としまして補助金を支給しようとするものでございます。

同じく、農山漁村活性化プロジェクト支援事業交付金としまして1億720万5,000円を計上しております。これは、現在増田地域狙半内地域センターとして活用しております旧増田東小学校を小・中学生などの宿泊型体験施設として活用するために地域資源活用総合交流施設としまして、施設を改修する事業費でございます。

25ページをお願いします。

同じく、6款ですが、2項2目林業振興費に森林総合研究所森林農地整備センター造林事業費としまして7,455万円を計上しております。これは、森林総合研究所の造林事業としまして山内の黒沢地区の堂ノ上作業道の新設工事などを行う事業費でございます。

7款に移ります。

1項2目商工業振興費では、工業振興対策費としまして735万8,000円であります。これは、企業振興条例の指定を受けました企業18社に対しまして、除雪経費の一部に補助をする雪対策奨励金の交付見込み額が当初予算を上回る見込みとなったために、今回補正しようとするものでございます。

同じく、商工会議所・商工会補助金としまして200万円を計上しております。これは、今年の開催予定でありますB1グランプリと同時に商工会議所などを中心としまして、横手市の物産や観光、飲食などを全国に発信するためのC1カーニバルを開催する計画がありまして、その経費について補助しようとするものでございます。

次に、8款に移りますので、26ページをお願いします。

1項1目土木総務費に、土木総務管理費としまして650万円を計上しております。この650万円のうち、600万円につきましては、スマートインターチェンジの設置を検討するための業務委託料でございます。

同じく、8款でございます。

27ページに移行しますが、2項2目道路維持費に、街路灯・防犯灯管理費として484万円を計上しております。これは、横手駅前土地区画整理事業実施時に整備されました市道上悪戸線など、街路灯が老朽化により大分古くなっておりまして危険であることなどから、早急に改修を行おうとする経費でございます。

同じく、6目雪対策費では、克雪施設管理費としまして2,151万6,000円を計上しております。これは、大雄地域の県道から移管となりました市道根田谷地・精兵村線の融雪用の井戸揚水管が腐食したために使用不可能となっております、新たに水源を確保するため、井戸を掘削するための事業費でございます。

28ページの4項2目土地区画整理費に土地区画整理事業特別会計繰出金としまして6,105万8,000円を計上しております。これは、駅西広場造成工事などで支障となる家屋の移転補償費を行う単独事業につきまして、その経費を繰り出そうとするものでございます。

29ページの9款に移ります。

消防費、1項5目災害対策費に111万2,000円を計上しております。このうち、備品購入費の98万4,000円につきましては、防火広報用機材を購入する経費でございます。

10款の教育費、1項3目の教育指導費にファン・イングリッシュ推進事業としまして37万円を計上しております。これは、醍醐小学校がこの授業のモデル校に指定されたために必要な経費を補正しようとするものでございます。

30ページの2項1目学校管理費に小学校管理費としまして、1,446万4,000円を計上しております。これは、黒川小学校のボイラーが老朽化により亀裂が発生し、使用不可能となったために、各教室、職員室などに個別の暖房機を設置する経費でございます。

以上が歳出ですが、次に歳入を説明申し上げますので、戻りまして8ページのほうをお願いします。

8ページ、歳入のうち、14款であります。

国庫支出金では1億4,269万6,000円を計上しております。この主なものは、地域介護・福祉空間整備等交付金8,081万2,000円。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金5,360万2,000円などでございます。

次に、諸収入では9,316万7,000円を計上しております。この主なものとしましては、森林総合研究所森林農地整備センター造林事業収入で7,455万円。雑入としまして、株式会社ターニリノベーション横手のTRY21の清算による出資金相当額の返還金1,500万円などでございます。

21款市債では、5,250万円を計上しております。これは、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業について過疎債を充当しようとするものでございます。一般財源では、財政調整基金から1億5,323万1,000円を繰り入れるなどしまして収支の均衡を図ってございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番近江議員。

○14番（近江湖静議員） 2点ばかりお尋ねをしておきます。

15ページの2款の総務費の関係の7目企画費の中に長寿社会づくりのソフト事業補助金100万円ございます。先ほど説明があったとおり、概要の中にもありますけれども、地域活性化センターの補助金をだれが得るのかについては、ちょうだいするものについては何ら問題はございませんし、どんどんもらえばいいということではありますが、これと全国線香花火大会とのつながりについてちょっと因果関係が



よくのみ込めないのが実態でございますので、全国線香花火大会、旧横手市の時期から花火大会やって、ずっと続けてきた内容でありますので、この補助金を返上して線香花火大会をやると、そういうふうに理解されないわけではありませんが、このつながりと因果関係と内容についてお尋ねをしておきます。

○田中敏雄 議長 区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいまのお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

この長寿社会づくりソフト事業の補助金、これの助成の対象事業というのはコミュニティが主体となって、創意と工夫に富んだ地域の活性化に貢献すると思われるイベントとすると、こういう規定がございます。これの対象に、お尋ねにありました全国線香花火大会、これは純国産の線香花火にこだわったイベントということで、中心市街地に会場を設定した上で中心市街地に人を呼び込むという、まさにこの要項に合致した事業でありますので、該当に至ったということでもあります。よろしくご理解願います。

○田中敏雄 議長 14番。

○14番(近江湖静議員) わかったような、わからないような内容でありますけれども。そうすれば、ずっと継続をしてきた全国線香花火大会の予算については、当初予算で当然計上しているものと思えますけれども、その辺についてはどういうふうになっておるか、大体100万円の金額についてずっと継続したと思っておりますが、その点を1つ教えてください。

もう1点、25ページの6款2目林業振興費の中で、水と緑の森づくりの事業が200万円程度、それから、美しい森林づくりの基盤整備事業600万円というのがありますが、この今の6月時点で補正で計上した内容とその事業の内容について教えてください。

○田中敏雄 議長 産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 水と緑の森づくりの事業についてでございますが、森づくり税を充当する事業でございまして、具体的には平鹿地域の金峰山の案内板を作成する、あるいは金峰山に手すりを設置するという内容でございます。

それから、美しい森林づくり基盤整備事業でございますが、これにつきましては、間伐、造林、作業道等が対象でございますが、これまでは65年生以下が、65年生、いわゆる樹木の年齢でございますが、それが対象でございましたが、今回は65年生以上も対象になるということでございます。交付先につきましては、特定間伐等の促進計画における対象団体が対象になるということで、具体的に申し上げますと、森林組合が対象になるということでございます。よろしく願います。

○田中敏雄 議長 区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 全国線香花火大会の予算の内容というお話であります。市の補助金としては当初予算で盛っております。市からの補助金も当初予算の130万円を措置しています。

今回これは、今年6回目を迎えるわけですが、年々市内外からのお客さんが多くなっております。その割にはこういうご時勢でございますので、収入はちょっと減ってきているというようなことで、このたびこの地域活性化センターの交付金をいただいたということでございますので、よろしく願いました。

いと思います。

○田中敏雄 議長 14番。

○14番（近江湖静議員） 林業振興費の関係ですが、秋田県の水と緑の森づくり税の使途について、今ちょっと説明受けましたけれども、そうすれば去年から制定されたその税金で、わずか、いいですか、200万円程度のお金を使って横手市の全体的なそういう森づくり税を利用するという、課税をするに当たってこれだけの金額ですか、これで終わりですか。

○田中敏雄 議長 産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 今回の補正で、森づくり税の計上をされているのがここに書いておりますよ。うな201万円ということでございまして、当初予算では大森地域のほうで措置されている事業が既に行手されておりますのでよろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 23ページの大雄堆肥センターの経営強化事業が239万円減額されておりますけれども、どういう内容で減額なのか。同時に、現在の堆肥センターの経営の概要についてお知らせ願えれば幸いです。

第2点は、25ページの林道整備、黒沢線の林道整備でございますが、この林道整備の事業量とこの林道整備によって山林の受益面積がどれぐらいあるのか、2点についてお尋ねします。

○田中敏雄 議長 産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 第1点目の大雄堆肥センターの経営強化事業の減額でございますが、これはふるさと雇用分といたしまして5款のほうの緊急雇用対策事業のほうに、名称がちょっと変わっておりますが、循環型農業普及事業といたしまして大雄堆肥センターの経営強化事業の分を直接雇用で普及指導員を1名採用するというので、計上しております。ですから、ふるさと雇用分ではヒアリングの結果、減額ということで落としておりますが、その分を5款のほうの緊急雇用の分に、詳細のほうに計上するというふうな内容になっております。

それから、森林総合研究所の森林農地整備センターの造林分でございますが、これにつきましては、森林総合研究所、旧緑資源機構でございますが、それにかかわる事業でございますが、道路延長で申しますと約7,000メートルの林道を整備するというふうな内容になっております。

すみませんが、道路延長について、手持ちで約7,000メートルとあるんですが、受益面積については、今ちょっと手持ちに資料の持ち合わせがございませんので、後ほどご説明申し上げたいと思います。

○田中敏雄 議長 32番。

○32番（赤川堅一郎議員） 林道のことをお尋ねしたのは、横手市が山林面積の割には林道整備の延長が少ないと、全県的に。そのために、森林、山林の管理上いろいろな隘路があるというふうな関係者からの意見などを聞いておりましたので。そういうことで、この林道整備によってどれぐらいの需用があるのか。

さらにまた今後、これをきっかけにそういう林道整備の計画があるかどうかということを知りたいわけですが。1つは、南郷岳の下に行く林道が、今年の2月か3月かと思いますが、崩壊して、現在通行どめになっているはずですが。これを地元の方々、あるいはそこを利用する方々から早急に復旧をしてもらいたいというふうなご要望が、地域局、あるいは関係課のほうに出ていると思いますが。関係課の話に聞きますと、国のほうに要望しているというふうな話を聞いておりますけれども、そこら辺の現在の状況についてお知らせ願えれば。

○田中敏雄 議長 産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まず、先ほどは失礼しました。答弁漏れがございましたので、1つ追加させていただきます。

大雄の堆肥センターの経営状況でございますが、今年からいろいろとマニアスプレーター等も整備しまして、散布のサービスをしました結果、昨年の同月期に比べまして2割ぐらい伸びているという状況にございまして、いずれ地元の農家のためにさらにサービスを強化していきたいということを考えております。

それから、林道の件でございますが、いずれ今森林整備の地域活動支援事業というところで、林業施策の計画をもう一度見直して整備しようということで、今回120万円予算をお願いしておりますが、いずれその中で、いろんな今ご指摘のございました点も含めまして精査していきたいと、計画を新たに作っていききたいということを考えておりますので、よろしくお申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） 31ページの図書館費ですけれども、委託料と備品購入費が入れ替わっているのかなと思いますけれども、そこら辺を、若干、事業の内容をお知らせをお願いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 備品購入費として予算計上しておりましたが、図書館のこれはハードウェアの調達に関して備品購入費を計上しておりましたが、図書館情報システムを構築するというので、すべてを一括委託で発注する方式に変更をさせていただきたいために、今回組み替えをお願いしようとするものでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。5番菅議員。

○5番（菅篤司議員） 30ページの学校管理費、小学校費ですけれども、黒川小のボイラーの代わりにストーブで対応しているということですが、1台どれぐらいのストーブを何台で対応しようとするのかということ。

○田中敏雄 議長 教育委員会総務部長。

○築山富 教育総務部長 1台24万円ほどのストーブを14台ですけれども、配管とそれからタンクとそれからポンプと合わせて1,446万4,000円というふうになります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成21年度横手市一般会計補正予算（第2号）は34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は、34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の34人を議長が指名いたします。

---

#### ◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第30、議案第106号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第106号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

国保特別会計の1ページをご覧願いたいと思えます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,145万1,000円を減額し、補正後の総額を113億132万9,000円に改めようとするものでござります。このたびの補正は、事業の所要額を確保するため、本議会に提案してあります国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の保険税率改定に基づく歳入や前年度の実績が確定したことによる療養給付費の見直しなどが主なものでござります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、12ページをご覧願います。

1款総務費から754万6,000円を減額いたしてあります。これは、人事異動による現員現給の人件費の減額であります。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費から2億33万3,000円を減額いたしてあります。これは、平成20年度の実績により見直ししたことによる減額であります。

次に、13ページをご覧願います。

3款1項1目後期高齢者支援金から2,818万2,000円を減額し、4款1項1目前期高齢者納付金に200万7,000円を増額。

5款1項1目老人保健医療費拠出金、2目老人保健事務費拠出金から合わせて1,866万1,000円を減額してあります。

また、14ページになりますが、6款1項1目介護納付金から1億1,804万2,000円を減額いたしております。これらにつきましては、本年度支払基金に納付する額が確定したことによる増減であります。

12款1項1目の予備費につきましては、当初保険給付費の2%を計上しておりましたが、繰越金の減少により1.5%で積算し直し4,069万4,000円を減額いたしましたものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税から合わせて8億6,290万7,000円を減額いたしております。これは、先ほど申し上げましたが国民健康保険税条例の一部改正案の保険税率に基づくものであります。これにより、現年課税分の1人当たりの課税額は前年度に比べ一般被保険者の医療給付費分が3,137円増の5万3,365円。後期高齢者支援金分が646円増の1万9,755円となっております。引き上げの理由は繰越金の減少、特定健診開始や保険財政共同安定化事業など制度改正による持ち出し、医療費や後期高齢者支援金の増加などによるものでございます。

また、介護納付金分につきましては、963円減の1万7,596円となっております。これは、平成19年度の納付額確定により余剰金が生じたことにより減額となったものであります。

次に、3款1項1目療養給付費負担金から2,073万7,000円を減額いたしております。これは、歳出でご説明いたしました一般療養給付費などの確定によるものでございます。

9ページをお願いします。

同じく、2項1目財政調整交付金に4,414万6,000円を追加いたしておりますが、前年度の実績を勘案したものであります。

5款1項1目前期高齢者交付金は交付額確定により1億9,799万7,000円を減額いたしております。

6款2項1目福祉医療高額療養費補助金に1,064万8,000円を追加いたしております。これは、前年度の高額療養費が増加したことや今後も増加が見込まれることによるものであります。

次に、10ページをお願いします。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金に1,275万9,000円、2目の保険財政共同安定化事業交付金に1億2,549万3,000円を追加いたしております。これも、前年度実績から増額が見込まれることによるものであります。

9款2項1目財政調整基金繰入金に9,999万9,000円を追加いたしております。これは、国保税の急激な負担増を調整するため、財政調整基金から1億円を繰り入れるための増額であります。平成20年度末の財政調整基金ですが、これは1億1,292万4,000円となっておりますけれども、これによりまして、基金残高は約1,300万円となります。

次に、11ページですが、10款1項2目その他繰越金に3億7,499万9,000円を追加いたしております。これは、前年度の決算見込みによる増額であります。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまより質疑を行います。質疑ありませんか。8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） この保険料のいろいろこれから大変厳しい状況が続いている中で、収納率も大変厳しい状況があるというお話を承りました。それで、たまたま平成20年度は92%をクリアしたというお話を聞きましたけれども、もし92%を切ると国からの交付金が下がってくると、4,500万円ぐらいあるんじゃないかというお話だったんですけども。もしこの先もその考え方として、やはりいろんな状況が生じて交付の税金はどうしてもこれだけなければ足りないというふうな場合には、今基金が1,300万円になったというお話でしたけれども、すべて今度は賦課していく、そういうやり方をとっていくのかどうか。あるいは、収納率が下がった分は一般会計からの補てん、そういうものを考えているのかどうか、そこら辺について、そういうお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 お答え申し上げます。

今回、納税担当の皆さん、大変頑張ってくださいまして、調整交付金のペナルティーというか減額率が5%の対象とはなりませんでした。もし5%の減額ということになれば、議員先ほどおっしゃったように4,500万円ほど減額ということになったと思います。いずれこの自治体も大変そういう意味では厳しい状況の中で、しかも被保険者が今の経済状況等を考えますとなかなかこういうような収納率に至るということはこの後は大変厳しいんじゃないかなと思っています。この後、調整交付金が、例えばそのペナルティーとかそういうことがあるわけなんです、入ってこなかった場合どうするか、保険税を上げられるか。簡単にこれは上げることはできないと思います。いずれ、国保の仕組みというか、先ほど所要額を出して保険税云々というお話しましたが、簡単に保険税は上げることができないとすればどうするかということですが、先ほど基金から1億円繰り入れるというような話もしましたが、その基金も払底しているような状況の中で、では何とするかということでもあります。いずれ、法定外の繰り入れということもあるわけなんです、これにつきましても、やはりペナルティーという問題もありますので、この後仮に、一度に一般財源を投入したとしても、いずれは保険税を上げなければならないという事態が予想されます。そういう意味で、保険税を緩和するために計画的な財政計画なり、一般財源の投入ということも検討しながらやっていかなければならないんじゃないかなと思っています。

また、現在各市町村で国保は運営されているわけですが、やはり県一本化で運営するとか、そういったことも併せてお願いしていかなければならないんじゃないかなと思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） わかりました。

保険の収納率が大変厳しくなるという、今のこの社会情勢を見ますと懸念されるわけなんですけれども、なお、それによって負担が増えるというふうなことになりますと、また滞納者の方々にとっても大

変だろうし、また今やっと納めている人も少し上がったことによって払えなくなるという可能性も出てくるというふうな状況が生じてくるんじゃないかなというふうに思っております。私は一般の皆さんにはできれば負担を求めないで、横手市全体の中で、国保だけじゃないですよ、全体の事業の中でやっぱり調整をしていくべきじゃないか、そういう考えなんです。確かに国保だけ見れば、扱うのは大変かもしれない。しかし、市の事業全体を見直ししながら、一般市民の皆さんにはできるだけ負担を求めないような施策をこれからは講じていく、そういうことも考えて欲しいなというように思うわけであります。そういうような意味で、ぜひ皆さんでいい知恵を出しながらこの先大変厳しい状況が続くと思いますけれども、何といたしますか、収納率はもちろんですけども、この一般の皆さんに負担の行かないような考え方といたしますか、そういう知恵を、ぜひ、お願いしたいというふうに思います。その点については、市長からもひとつお願いをいたしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 来週出る質問かなと思っておりましたけれども、どなたかに申し訳ないことでありますけれども、いずれ、今福祉環境部長が答弁申し上げた部分については打ち合わせはいたしておりませんので、担当とすれば一般財源の投入も検討の材料に入るということを申し上げたところだというふうに思います。ただ、それをやって、実はこの制度を前提にした場合、じゃ何年持つかということも我々は考えなければならないだろうと思います。未来永劫その仕組みでは無理だと。

それから、議員ご指摘のように国保の世帯というのは相当世帯数で増えていますけれども、いずれそれでもそうでない被国保世帯というのは市民には多いわけでございますので、どういうふうな理解を求めるといっても、それは、簡単なことではないというふうに思います。負担の公平という問題もありますので、いずれ私どもとしては同じような環境下に全部ほとんどの自治体であると思いますので、ここは国保という事業の経営のあり方そのものを、制度のあり方そのものを問いかけをしていかなければいけないだろうと思っております。それが見えないときには、何やっても中途半端に終わるだろうというふうに思いますので、これは県内はもとより、全国的にも、国保の、いわゆる保険財政のあり方、保険の仕組みのあり方も変えてもらわなければ困るというふうに理解をいたしております。そういう中で、ご指摘のようなことを検討しなければならないと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

先ほど5番菅議員の質問に対する教育総務部長の答弁に誤りがありましたので、訂正したい旨の発言があります。これを、許可いたします。

○築山富 教育総務部長 先ほど議案第105号の一般会計補正予算の中で、30ページの工事請負費、黒川小学校の温風暖房機の台数ですけども、32台に訂正していただきたいと思っております。大変失礼いたしま

した。

---

◎議案第107号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第31、議案第107号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第107号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ443万5,000円を減額し、補正後の総額を78億8,953万6,000円に改めようとするものでございます。

今回の補正でございますが、定期人事異動によります人件費の現員現給の調整による減額が主な内容でございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございますが、443万5,000円を減額してございます。これは、人件費の減額でございます。定期人事異動にかかわるものでございます。

次に、4款1項介護予防事業費の1目及び2目についてでございますが、それぞれ42万円を増額、一方では減額いたしてございます。これは、当初地域包括支援センターで計上しておったものでございますが、事業主体であります「健康の駅」推進室に所管替えるということで、今回、組み替えをお願いしたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

前に戻りまして、4ページの事項別明細書のほうをご覧いただきたいと思います。

8款繰入金でございますが443万5,000円を減額してございます。これは、人件費の減額に係る一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第32、議案第108号平成21年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。



説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第108号平成21年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では歳入歳出それぞれに2,959万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億2,129万6,000円に定めようとするものでございます。

第2条であります、3ページをご覧いただきたいと思っております。

債務負担行為補正表をご覧願います。

上段でございますが、白寿園のコピー機のリース更新による追加でございます。下段の変更につきましては、本年度導入の白寿園の介護保険システムのリースの契約額の確定による限度額を変更するものでございます。

それでは、歳出についてご説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費でございます。477万9,000円を追加してございます。これは、人事異動に伴う人件費として141万6,000円を減額してございます。人件費現員現給の調整によるものでございます。

それから、指定管理費施設であります、憩寿園、それから、すこやか大雄の空調機の修繕料として619万5,000円を計上いたしてございます。

2款1項1目でございますが、短期入所生活介護事業費128万6,000円の追加をいたしてございます。こちらのほうも、人事異動による人件費を現員現給の調整によるものでございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思っております。

2款2項1目施設介護サービス事業費2,353万3,000円を追加してございます。これは、人事異動によります介護職員2名、看護職員1名の増員に伴うものでございまして、そしてまた、非常勤の職員の報酬をそれぞれ組み替え等を行ってございます。報酬から賃金へ11万2,000円などを組み替えてございます。

それから、次に、歳入のほうをご説明申し上げますので、前に戻りまして6ページの事項別明細書のほうをご覧いただきたいと思っております。

4款繰入金309万8,000円を計上いたしました。これは、指定管理協定に基づく2施設、先ほど歳出でご説明いたしました憩寿園、すこやか大雄の修繕料の市の負担分、これは協定書で2分の1と決められてございます。それを市の負担分として計上させていただいたところでありまして。

一方、6款諸収入でございますが、同じく受託法人負担分といたしまして309万7,000円を計上してございます。

続いて、5款繰越金になりますが2,340万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で、特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第33、議案第109号平成21年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第109号平成21年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案は、歳入歳出の予算総額それぞれに1,220万6,000円を追加し、補正後の総額を4億7,288万7,000円に定めようとするものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費232万2,000円を追加いたしてございます。これは、4月の定期人事異動によります人件費の現員現給の調整によるものでございます。

続いて、2款1項1目施設介護サービス事業費に974万円を追加してございます。こちらのほうでございまして、産休を予定しております職員がございまして、その代替としての、非常勤職員1名の人件費、それから介護職員、今回の定期人事異動によります1名の増に伴う人件費を計上したものでございます。

6ページをご覧願いたいと思います。

2款2項1目通所リハビリテーション事業費に14万4,000円を追加してございます。こちらのほうも定期人事異動による人件費の調整分によるものでございます。

次に、歳入でございまして、前に戻りまして4ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

5款繰入金でございまして、1,220万6,000円を計上してございます。これは、人事異動に伴う人件費調整分を一般会計から繰り入れたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第110号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第110号平成21年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森区長。

○赤川進 大森町区長 ただいま議題となりました議案第110号平成21年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から58万5,000円を減額し、予算の総額を7,621万7,000円に改めようとするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

2ページの下段をご覧ください。

介護保険システムのリース料につきまして、期間、平成26年度までを平成25年度までに。また限度額89万3,000円を72万円に変更するものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳出、2款1項1目でございますが、配食サービスの受託を廃止したことにより賄い材料費等の117万円の減額。看護師の昇格に伴います人件費46万5,000円を増額するものでございます。

歳入は5ページでございますが、2款1項1目配食サービスの廃止により一般会計繰入金117万円の減額。

3款1項1目人件費の財源として繰越金58万5,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第111号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第35、議案第111号平成21年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第111号平成21年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ376万円を追加し、補正後の総額を2億6,188万

7,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、5ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございますが、464万5,000円を追加したところでございます。これは、4月の定期人事異動に伴う大和更生園並びにユーホップハウス職員人件費の現員現給の調整と、それから大和更生園における欠員でございました非常勤職員2名の雇用に係る報酬の追加が主なものでございます。

次に、6ページになりますが、2款1項1目サービス事業費に25万4,000円を追加してございます。これは、大和更生園の緊急時対応器具、吸引器でございますが、これらの購入に充てる費用でございます。

なお、歳入の繰越金との調整のために4款1項1目予備費を113万9,000円減額いたしましたところでございます。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、4ページのほうへ、前のほうへ戻っていただきたいと思っております。

事項別明細書のほうをご覧いただきたいと思っております。

5款繰越金に376万円を計上いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第112号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第36、議案第112号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。産経部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第112号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額に520万9,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ7億8,344万円に改めようとするものでございます。

内容でございますが、6ページをお開きいただきたいと思っております。

雄川荘以下、3施設の人件費等の調整によりまして、520万9,000円でございます。

関連しますと、歳入でございますが、前のページ記載のとおり、雄川荘に繰入金としまして176万5,000円。それから、さくら荘、ゆっふる、えがおの丘にはそれぞれ繰越金の344万4,000円で収支の均

衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第37、議案第113号平成21年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第113号平成21年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ6,105万8,000円を追加しようとするものでございまして、内容でありますけれども、三枚橋地区の区画整理事業におきまして、横手駅西口広場の整備、あるいは区画街路1号線の整備その他仮換地指定の策定等々に関連いたしまして、家屋移転が必要となりましたので、4戸分の家屋移転補償費を計上しているところでございます。財源につきましては、一般会計からの繰入金で充当しております。地方債の補正につきましては、限度額の変更であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第38、議案第114号平成21年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第114号平成21年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ754万5,000円を増額いたしまして、総額をそれぞれ34億6,720万6,000円に定めようとするものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。

3ページをお開きください。

公共下水道事業の限度額を2億1,440万から2億760万円に、680万円を減額するなど3事業の起債の限度額を変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等に変更はございません。

それでは、歳出の内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費では補正額として325万5,000円を計上しております。その内訳としましては、人事異動に伴う人件費の294万6,000円の増額。それから、プリンターの購入費等の一般管理費の30万9,000円の計上となっております。

次に、1款2項1目管渠費では、山内地域の市道板井田土渕線において下水道管の埋設部に沈下が見られることから、これの修繕工事の事業費1,000万円を計上しております。

なお、この後追加でお願いしております緊急経済対策交付金によって、これらの事業の、今回の事業については緊急を要する部分だけ修繕工事を行いますけれども、その前後の工事費を追加で補正をお願いすることとしておりまして、一体的に発注してまいりたいというふうに思っております。

次に、9ページでございます。

2款1項1目公共下水道事業費、2目特定環境保全公共下水道事業費では1,500万円の補助事業の組み替え、それと人件費571万円を減額しております。

なお、3款1項公債費では、資本費平準化債未利用分の発行を100万円減額することから、公債償還利子の財源を一般財源に組み替えようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款1項1目土木費国庫補助金では公共下水道事業補助金と特定環境保全公共下水道補助金を組み替えております。

5款1項1目一般会計繰入金では854万5,000円を増額し、8款1項1目下水道債では資本費平準化債を100万円減額計上いたしております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第39、議案第115号平成21年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第115号平成21年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ905万1,000円を追加いたしまして、総額を4億3,641万7,000円に定めようとするものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳出、1款2項1目管渠費では、大森地域の川西地区において県道の補修に伴うマンホール段差修繕工事180万6,000円を計上しております。

3目の設備費では大森地域の自家水道を利用している家庭にメーターを設置する経費など757万5,000円を計上しております。大森地域ではこれまで自家水道を利用している家庭の使用料はその世帯の人数をもとに設定しておりましたが、今後はメーターにより計測される資料をもとに料金を調整させていただくこととなります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳入では、繰越金905万1,000円を計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第40、議案第116号平成21年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第116号平成21年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ158万1,000円を追加し、総額を6,789万3,000円に定めようとするものでございます。

歳出の内容についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

歳出、1款1項1目一般管理費では、人事異動に伴う人件費の補正として158万1,000円を計上しております。

次に、歳入では、同じページです。

繰越金158万1,000円を計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第41、議案第117号平成21年度横手市醍醐財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。平鹿町区長。

○佐藤昌男 平鹿町区長 ただいま議題となりました議案第117号平成21年度横手市醍醐財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ120万7,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目財産区管理会費の委託料に49万4,000円を補正しようとするものであります。これは、醍醐財産区設置50周年を記念しまして、当平鹿地域の醍醐明沢地区にございますいこいの森の頂上部でございますが、そこに財産区作業道の駐車場がございます、その駐車場に大山桜を8本記念樹として植栽するための委託料でございます。

歳入でございますが、前年度繰越金21万2,000円と財政調整基金から28万2,000円を繰り入れいたしまして、収支の均衡を図るというものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第118号平成21年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第118号平成21年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。



1 ページをお開き願います。

第2条ですが、収益的支出の予定額の補正でございます。

収益的支出の総額17億9,675万5,000円に181万9,000円を追加いたしまして、支出の総額を17億9,857万4,000円に定めようとするものでございます。内容でございますが、人事異動による職員給与費387万6,000円の減額。それから、山内地域の水道施設維持管理業務を直営から業者委託に切り替えたことによる委託料745万5,000円の増額及び業者委託に伴う臨時職員報酬17万6,000円の減額によるものでございます。

次に、第3条でございますが、資本的支出の予定額の補正でございます。

資本的支出の総額16億2,640万4,000円に42万5,000円を追加いたしまして、支出の総額を16億2,682万9,000円に改めようとするものでございます。内容でございますが、人事異動による職員給与費42万5,000円の増額となっております。

なお、この補正に伴う資本的支出の不足額42万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

次に、2 ページをお開きください。

第4条の関係でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月9日から6月14日まで6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月9日から6月14日までの6日間、休会することに決定いたしました。

6月15日は午前10時より本会議を開きます。

---

#### ◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時30分 散 会